

○総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 山 根 巖

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました議案は、「議案第15号 鳴門市職員諸給与条例等の一部改正について」ほか8議案であります。

当委員会は、去る3月7日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案9件は原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第15号 鳴門市職員諸給与条例等の一部改正について」であります。現在、管理職員を対象に実施している給料月額の一時的削減措置を引き続き平成26年度も実施するため、所要の改正を行うとともに、教育委員会勤務の教育公務員に関し、県費負担教職員との給与の均衡を図る観点から、現給保障額の算定方法について、県に準じた規定を設けるものでした。

まず理事者から、現給保障の具体的な算定方法の説明があり、平成26年度については差額相当額の3分の1、上限額1万円。平成27年度は差額相当額の3分の2、上限額2万円。平成28年度は差額相当額が3万円を超える分をそれぞれ差額相当額から減額するとの説明を受けました。

委員からは、職員の生活給である給料を、一時的削減措置として、長年継続的に減額しているのはおかしい。年度途中であっても早急に対応してほしいとの要望がありました。

理事者からは、国家公務員の給与削減に準じて行っている給料月額の2%削減については平成26年3月までとし、また、管理職手当の30%カットについては平成26年4月からは10%カットに

改めるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第16号 鳴門市特別職の職員の給与及び旅費の支給に関する条例の一部改正について」であります。現在、市長、副市長および企業局長を対象に実施している給料、期末手当の臨時的削減措置について特別職報酬等審議会での答申を踏まえ、見直しを行うため、所要の改正を行うものでした。

まず理事者から、これまでの特別職の給料月額等の臨時的削減措置の経緯や今回の削減率について説明があり、給与等の削減措置については平成10年度から実施されており、これまでの財政面の危機的状況や市長の政治的判断などもあり、現在の給料月額および期末手当の削減率は市長25%、副市長15%、企業局長10%となっている。現在も財政は厳しい状態だが、経常収支比率と人件費率は、職員数の削減等の効果もあり、当時より改善されていること、特別職報酬等審議会の答申の附帯意見で、3年連続で臨時的削減措置について見直しの言及があったこと、また現在の他市の削減の状況も踏まえ、今回、平成10年度時の削減率を適用するのが妥当なのではと判断し、削減率を市長10%、副市長7%、企業局長4%とするとの説明を受けました。

委員からは、改正される削減率について、特別職報酬等審議会ですべて具体的な削減率の意見はなかったのかとの質疑があり、理事者からは審議会の一つの意見としては削減率をゼロにすべきとの意見もあったが、政策的な削減率について審議会は関与しない、他都市や近隣の状況をみて正しいと考える金額を答申することだったとの説明を受けました。

また委員からは、行財政改革を集中的に行ってきた間、市としてできていない本来やるべき多くのことを、これからはしなければならない。依然、財政状況が厳しい中、給与等の削減率の縮小については、金額面の影響よりもまわりの危機感のゆるみにつながらな

いか懸念される。市民へ負担を求めなければならないケースも増えていく中、このことについては慎重に考えて実施してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第17号 鳴門市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について」であります。現在、市長、副市長および企業局長を対象に実施している退職手当の臨時的削減措置について、特別職報酬等審議会の答申の附帯意見や他市の状況等から見直しを行い、平成25年度末で廃止することとしたため、所要の改正を行うものでした。

委員からは、今回の改正内容に該当する職員について確認がありました。理事者からは、現在のところ平成25年度における該当者はいないが、年度中に万が一、病気や事故等が発生した場合にも対応するため、また平成25年度末をもって特別職の退職手当に対する削減措置を廃止するという事を明確にするため改正の必要があった、との説明を受けました。

市職員の退職手当の給付水準の見直しによる引き下げが平成25年度に行われたところであることから、委員からは、特別職職員の削減措置だけを廃止するのは全体としてアンバランスであり、市民へも十分説明する必要があるとの意見がありました。これに対し理事者からは、平成24年度の特別職報酬等審議会での附帯意見や、現在徳島県下で退職手当の削減を実施している団体は本市だけであることから他市との均衡を図るべきではとの意見を尊重した結果であるとの説明を受けました。

委員からは、市行政において今後も取り組むべき事業が山積し、財政状況も十分に改善されていない現状において今回の改正を行うことは、市民感情を考えるとタイミングとして望ましくない、影響は少ない金額だがより慎重に進めていくべきとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第18号 鳴門市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」であります。また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第3次一括法」が平成25年6月に成立し、消防組織法第15条が改正されたことに伴い、消防長および消防署長の資格について、これまでは政令の基準に基づき任命していたが、今後は地方自治体の条例で定めることとされたため、条例の制定を行うものでした。

委員からは、今回の改正が本市に与える影響について質疑がありました。理事者からは、消防長と消防署長の資格要件については、国の法改正に伴う任用基準の変更の他は従来と変わらないとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第19号 鳴門市消防手数料徴収条例の一部改正について」であります。また、消費税および地方消費税の税率の引き上げ等に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定されている、手数料の額の標準の見直しに伴い、本市も該当する手数料を国の基準に準じたものとするため、見直しを行うものでした。

委員からは、現在すでに手数料を支払っている市民の方への通知について確認がありました。理事者からは、対象者には手数料納付申請の際、直接口頭で変更についてご説明し、了承いただいた上で支払いをお願いしているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第20号 鳴門市火災予防条例の一部改正について」であります。また、消防法の規定に基づき住宅用防災機器の設置・維持に関する基準その他について定めることとしているが、平成25年3月27日の消防法施行令の一部改正により条項に移動が生じたた

め、当該条項を引用している字句について整理を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第21号 鳴門市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」であります。本市の厳しい財政状況に鑑み、現在実施している教育長の給料・期末手当の臨時的削減措置について、特別職報酬等審議会での答申を受け、給与の見直しを行い、削減率を改正した上で平成26年度以降も削減措置を継続するとともに、退職手当の削減措置を平成25年度末をもって廃止するため、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第22号 鳴門市立中学校設置条例の一部改正について」であります。「鳴門の学校づくり計画」に基づき、瀬戸中学校と北灘中学校の再編協議が整ったことから、平成25年度末をもって両校を廃止し、平成26年度より新たに瀬戸中学校を設置する予定であることから、所要の改正を行うものでした。

委員からは、統合校である瀬戸中学校の詳細や統合の進捗状況等について確認がありました。理事者からは、1年生34名、2年生35名、3年生39名の計108名となる予定であり、4月1日の開校に間に合うよう新しい校歌や校章などを準備中との説明を受けました。なお校歌については、統合前の北灘中学校および瀬戸中学校、そして統合校の3つの校歌から、学校行事の趣旨によりどれを斉唱するかを決めるとのことでした。委員からは、本市の学校再編についてはこれまでも様々な議論がされ、その時期に応じた取り組みがなされてきた。賛否両論あると思うが、最終的には納得できる結果とするため、出た意見については精査・協議するとともに、子どもたちに迷惑をかけないよう意見のある方にはきちんと説明してほしいとの要望がありました。また、今回の統合は子どもたちのため議論した結果であるので、4月1日からのスタートに向け、子どもたちのためによりよい学校にしてほしいとの要望もありました。

また統合後のスクールバス運行について質疑があり、北灘地区から瀬戸中学校へ通う子どもたちのためバスを運行する予定とのことでした。委員からは、保護者の方にとって子どもたちの通学手段は大きな問題であり、その確保は1つの安心になる。今後スクールバスを必要とする地域の増加が想定されることから、市として対策を考えておくべきとの意見がありました。また魅力ある学校づくりの観点からも、通学の利便性を考慮してほしいとの要望がありました。

また委員から、昨今、自分が取り組みたいクラブ活動のある学校を選ぶなど各校の特色が重視されるため、統合校も人が集まってくるような特色、魅力を持った学校にしてほしいとの要望がありました。

また、本市は地域によって学校の規模が偏る傾向にあることから、今後の学校再編においては、全体的なバランスを考えて人事的配分など様々な観点からの配慮が必要との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第23号 鳴門市社会教育委員条例の制定について」であります。第3次一括法により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を地方公共団体の条例で定めることとされたため、条例の制定を行うものでした。

委員からは、現在の本市の社会教育委員について確認がありました。理事者からは、現在委員は14名で、男性が11名、女性が3名であり、年齢は40～70歳代との説明を受けました。条例の定数は21名であるので、今後、審議する内容や異なる視点が求められる場合など、必要に応じて新たに委員を委嘱することも考えているとのことでした。

委員からは、昨今の難しい世情や社会教育の重要性からも、積極的に新たに委員を委嘱するなど、定数枠を最大限に活用してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜ります
ようお願い申し上げます。